

第1回定例理事会

5月16日
本部会議室
出席理事・監事・特別参与34人

深谷会長が勇退を表明

6月13日、通常総会で辞任

深谷友尋会長はすべての審議を終えた後、「私からご報告とご挨拶を申し上げたい」と前置きし、「業界が変わろうとしている今、日遊協も新しいステージをつくっていかねければならない。新しい公益法人制度の下、皆様のご協力で日遊協は一般社団法人へスムーズに移行できる状況になったので、自分の責務は全うしたと思っております。従って今度の日遊協総会をもって会長職を辞したい」と、辞任の意向を表明した。深谷会長は6月13日の第24回通常総会で会長・理事を正式に辞任する。次期会長は総会の途中で開かれる臨時理事会での互選で決定される。

「12年間の支援に感謝」

深谷会長はさらに、「私は平成2年、日遊協が1年生のときに入会し、3年から理事として働いてきた。会長職は平本（将人）前会長の後を受けて6期12年務めた。後任については人選しており、新しいリーダーとして遊技産業を引っ張っていただける方だと思っている。私のつたないこの12年間を支えていただいた皆様から感謝申し上げますとともに、今後の日遊協の発展を陰ながら応援して行きたい」と述べた。

また、全国遊技機組合連合会（全機連）推薦の金沢全求副会長（日工組）は、日遊協副会長を辞任す

る意向を表明した。金沢氏も日遊協通常総会で副会長・理事を正式に辞任する。日遊協としては全機連が推薦する新しい理事候補を総会で理事として承認する予定となっている。

▲932万円の決算に

平成24年度収支計算書（案）及び25年度収支予算書（案）が承認された。24年度の事業活動収入は3億7311万円当初予算より666万円の減となった。このうち、会費収入（当初予算1億5000円）は退会者の関係で470万円の減、事業収入（同2億円）は取扱主任者研修事業収入等の減収のために200万円の減だった。一方、事業活動支出は、大震災を過ぎてそれぞれの活動が活発化し3億8100万円だった。全体での収支差額は932万円のマイナスとなった。

25年度収支予算は、事業活動収入に前年度予算より1260万円減の3億6710万円を計上した。うち会費収入は前年度予算とほぼ同額の1億5000万円だが、取扱主任者研修事業収入は3年ごとの更新時期が昨年で終わったので前年度予算より1750万円減の1億1968万円を見込んだ。事業活動支出は3億7560万円。事業活動収支差額は約850万円のマイナスとなっている。

遊技産業活性化プロジェクトの進行状況について報告があった。ファンの創出、高コスト体質の改善、健全化の3点を中心に推進し、ファンの創出に関しては、第1弾として羽根物を積極的に導入するキャンペーンを、6月13日の通常総会を皮切りに展開したいとしている。

新規に正会員3社、賛助会員3社の入会が承認された。5月16日現在、正会員338社（ホール110、機械69、販売112、景品10、その他37）、賛助会員69社、計407社と団体会員1（同友会）となった。（27ページに新規入会会員）





◀ホール、メーカーそれぞれが意見を出し合った遊技産業活性化プロジェクト

遊技産業活性化プロジェクト

小人数の専門家で詰めハネモノ キャンペーン

遊技産業活性化プロジェクトが5月10日、日遊協本部会議室で開かれた。深谷友尋会長と副会長を中心に13人が出席した。

お客様を呼び戻す方策の1つとして、事務局側から「がんばれ！ハネモノキャンペーン」案がたたき台として出された。羽根物(パチンコ)の応援を含めた業界のキャンペーンを、日遊協、日工組の総会を皮切りに秋口から運営していく。来春に予定される日遊協主催「パチンコ&パチスロフェスタ」を当面の集約点とすること、ホール、メーカー団体からの専門家がテーマごとに小人数のミーティングを開いて内容を詰めていくことなどが提案された。

一方で、マスコミのネガティブキャンペーンに、依存の問題などを含めた業界のグランドデザインを確立すること、それを

業界全体で共有し、業界のキャンペーンのバックボーンとしていくことの必要性が強調された。その他の出席者は次の通り。

(敬称略)

安藤利彦、大久保正博、金沢全求、庄司孝輝、韓裕、福井章、山田久雄(以上副会長)、阿部恭彦(相談役)、茂木欣人(風営法PTリーダー)、平本直樹(株プロバ社長)、篠原弘志(専務理事)、伊東慎吾(常務理事)

日遊協支部運営会議

会員強化の対策協議

日遊協支部運営会議が5月16日、日遊協本部会議室で第1回定例理事会に先立って開かれ、本部から深谷会長と事務局、支部から支部長、支部事務所長らが出席した。新規会員の獲得と退会の防止策が議題の中心となった。

新規会員に対して入会後のフォローアップを徹底すること、支部の会合などがあれば中央からの情報をこまめに発信していくことなどを申し合わせた。ホール及びホ

ール以外の企業の若手経営者を対象にした勉強会を、早ければ夏にも立ち上げ、先ず東京都・関東支部を中心に運営していく計画が報告された。

支部関係出席者は次の通り。

北海道〓松谷明良(支部長)▽東北〓谷口久徳(同)▽東京都・関東〓庄司孝輝(同)、茂木欣人、松尾利光▽中部〓山口悟(同)▽近畿〓福井章(同)、國澤良幸▽中国・四国〓成光二夫▽九州〓樋口益次郎(同)、有川裕之

●風営白書訂正

警察庁は4月に公表した「平成24年における風俗関係事犯の取締り状況等について」(風営白書。本誌5月号既報)での青森県の数字の一部を訂正した。訂正は本誌4ページに掲載の「遊技機別備付台数」の青森県枠で、ばちんこ遊技機が「4万0875」台、回胴式遊技機が「1万9635」台、青森県合計が「6万0510」台となる。従って全国では、ばちんこ遊技機は「304万2476」台、回胴式遊技機は「154万9319」台、合計「459万2036」台(じゃん球、スマートボール等含む)となる。

「新定款」理事会が承認

総会承認後「一般社団法人」移行作業へ

新公益法人制度の下で、日遊協が現行の社団法人（特例民法法人）から一般社団法人に移行するための定款変更（案）が、5月16日の第1回定例理事会で承認された。定款変更（案）は6月13日の第24回総会で承認、本格的な移行作業が始まる。

日遊協としては内閣府認定委員会との手続きを速やかに進め、できれば6月下旬にも申請にこぎつきたいとしている。実際の登記は来年4月1日を予定している。

第1回定例理事会で事務局から提示された、定款変更についての説明要旨と変更案は次の通り。

定款変更についての説明要旨

第1 総論

1 全体の構成について

一般社団法人への移行に際しては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「法」という。）、同施行細則（以下「細則」という。）及び関係の留意事項があり、基本的にはそれに従うことが求められる。現行の定款は古い形式のものであり、今回の改正案では、大筋で法・細則に基づいた現在の標準的な形式に直しているもので、改正部分が多いが、実質的な変更部

分はそれほどではない。

2 構成における主要な改正部分

○一般社団法人の移行に伴い、現行規定にある、内閣総理大臣への届出・認可（第35条、第37条、第39条）、国家公安委員会の承認（第32条、第38条、第40条、第41条）に係る部分は削除される。

○現定款の構成は、「第3章 役員等」「第4章 会議」となっているが、本来は社員総会が基礎となるものであり、そこで役員を選任が行われてから理事会が機能するものである。改正案では「第3章 社

青少年育成に資する環境整備、ボランティア活動への参加」を新設した。

2 会員

○会員の資格喪失について、現定款では「退会」と「除名」の区分であるが、改正案では、法の規定する区分に基づき、「任意退会」「除名」「資格喪失」と3区分している。なお、除名については、現定款は、社員総会での「4分の3以上の同意」と規定し、改正案では「特別決議」としているが、実質は同じである。

3 社員総会

○現定款は社員総会での議決事項について具体的に一括して明示していなかったが、改正案では、第16条において一括して明示している。

○改正案第16条の(4)で「理事及び監事の報酬の額及びその基準」が規定されているが、これは、法第89条に報酬について「定款又は社員総会の決議」との規定があるので、付加している。

また、現定款第16条では、役員報酬について「理事会の議決を経て、会長が定める。」と規定しているところ、改正案第32条では社員総会で定めることとしている。

第2 各論

1 総則

○第1条に名称を新設している。

○現定款は「第1条 目的」と「第3条 事業」となっているが、目的と事業は続くべきであるので、「第3条 目的」「第4条 事業」と変更している。

○公益目的支出は、定款上の根拠を必要とするので、第4条に「(9)

員総会」「第4章 役員等」「第5章 理事会」としている。

○当面の予定事項ではないが、基金を設立するケースを考慮し、「第8章 基金」の章を新設している。

○社員総会の開催は現定款第20条では、通常総会は年1回と規定され、その他臨時総会の規定がある。改正案第17条では、定時総会を事業年度終了後3カ月以内と規定し、臨時総会の招集については、現定款に規定されている3項目のうち、「(2)監事全員から文書をもって会長に請求があったとき」を、法第99条に規定されている監事の権限に当てはまらない、ということによって削除している。

○改正案では、第21条第2項で重要事項について「特別決議」として4分の3の同意を必要とするとしているが、内容自体は現定款にそれぞれ規定されている事項である。

○議事録については、現定款は理事会と区別せず一括して規定している(現第26条)が、細則では区分して規定されており、それに対応して改正案では規定している(改正第24条)。なお、対応する法令は、基本的には細則第11条であり、そこに規定されている事項である。

4 役員等

○役員構成(現第10条、改第25条)は、監事を「3名」から「3名以内」としている。これは現定款では1名でも欠けると定款に違



日遊協新定款について協議した理事会

反する状態になるために、「以内」としたものである。

○理事の職務(現第12条、改第27条)については、現在の一般的な書き方に従ったため、表現は多少変更しているが内容に変更はない。

○監事の職務(現第12条第6項、改第28条)は、改正案では法第99条に規定されている監事の職務権限をそのまま規定しているが、そのうち(5)から(8)までが、実質的に加わった部分である。

○現定款第14条では役員解任に

ついて(1)(2)の条件を付しているが、法第70条では、「いつでも、社員総会の決議により解任することができる。」としているので、改正案第30条では解任の条件はつけていない。

5 理事会

○理事会の権限については、特に明示した規定は現定款では無かったため、法第90条第2項を基に、改正案第34条で規定している。

○現定款では、総会・理事会において「可決多数のときは、議長の決するところによる。」とされているが、法律上は「過半数による」としているため、改正案第21条、39条では削除している。また、当然のことながら、理事会の決議については、特別な利害関係を有する者は除かれるとしている。

○改正案第27条第6項では、理事会への定例的な報告を義務付けている。これは、法第91条第2項で理事会への定期的な報告義務が規定されているためである。

○理事会の議事録については、「3社員総会」と同様の趣旨で改正案第41条で別個に規定している。対応する法令は基本的には細則第15条である。なお、議事録署名人は、

法第95条第3項の規定を考慮して、代表理事及び監事としている。

*「第6章 専門委員会」、「第7章 事務局」、「第8章 基金」については省略

9 資産及び会計

○現定款第35条では、事業計画書、収支予算書は事業年度前に総会の議決を経ることとされているが、現状では不可能であり、また、新事業年度に入ってからを前提として総会の議決事項と定款上明示することも好ましくないため、改正案第53条では、これらを理事会の議決事項としている。

10 定款の変更及び解散・その他

○解散については、現定款で規定している民法第68条は既に削除されているので、新たに法第148条に従い、規定している。

○改正案第58条は、当法人が非営利団体であることを明示する意味が必要であるので、新設している。

○改正案第61条は、定款に定め無き事項は法に則る旨を、確認的に規定したものである。

○附則は、移行に伴い必要な記載事項である。

一般社団法人日本遊技関連事業協会 定款（案）

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 会員（第7条―第13条）
- 第3章 社員総会（第14条―第24条）
- 第4章 役員等（第25条―第32条）
- 第5章 理事会（第33条―第41条）
- 第6章 専門委員会（第42条）
- 第7章 事務局（第43条）
- 第8章 基金（第44条―第46条）
- 第9章 資産及び会計（第47条―第55条）
- 第10章 定款の変更及び解散（第56条―第59条）
- 第11章 細則（第60条―第61条）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般社団法人日本遊技関連事業協会（以下「本会」といふ。）と称する。

（事務所）

第2条 本会の主たる事務所は東京都中央区に置く。

2 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（目的）

第3条 本会は、遊技業、遊技機製造業、遊技関連設備製造業その他の遊技業に関連する各種事業（以下「遊技関連事業」という。）相互の連携を図り、遊技関連事業の適正な運営を確保して、国民的な娯楽産業としての遊技業の社会的な地位の向上と健全化を推進し、もって善良の風俗と清浄な風俗環境の保持及び公共の安全と秩序の維持に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 正会員の営む事業に対する指導及び連絡
- (2) 遊技関連事業の適正化に関する啓蒙啓発
- (3) 遊技関連事業に関する研修会等の開催
- (4) 遊技関連事業に関する調査及び研究
- (5) 遊技関連事業に関する各種統計の作成
- (6) 遊技業の適正化を促進するために主管行政庁の行う施策に対する協力
- (7) 関係機関、団体等が行う防犯活動及び暴力排除活動に対する協力
- (8) 遊技関連事業に関する出版物等の刊行
- (9) 青少年育成に資する環境整備、ボラ

（目的）

(10) 前各号に掲げるもののほか、第3条の目的を達成するため必要な事業

2 本会は、上記の事業を日本全国において行うものとする。

（公告）

第5条 本会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告することができない場合には、東京都において発行される読売新聞に掲載する方法により行う。

（機関）

第6条 本会は理事会及び監事を置く。

第2章 会員

（会員）

第7条 本会の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員 遊技関連事業を営む個人又は団体で第2条の目的に賛同して本会に入会したもの

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助する個人又は団体で本会に入会したもの

(3) 名誉会員 本会に特に功労のあった者又は学識経験者で総会の議決をもって推薦されて本会に入会したもの

2 賛助会員は、本会の刊行物の頒布又は配布を受けることができる。

（入金）

第8条 会員（名誉会員を除く。以下同じ。）となろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

第9条 前条の承認を得て正会員となつた者は、遅滞なく入会金を納入しなければならない。

2 正会員は、年度ごとに会費を納めなければならない。

3 入会金及び会費の額は、社員総会において定める。

4 本会の運営上特に必要があるときは、社員総会の議決を経て、正会員から臨時に運営費を徴収することができる。

5 前各項の規定は、賛助会員について準用する。この場合において、これらの規定中「正会員」とあるのは「賛助会員」と、「社員総会」とあるのは「理事会」とそれぞれ読み替えるものとする。

（任意退会）

第10条 会員は、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の規定により退会する場合においては、あらかじめ会長に退会届出書を提出しなければならない。

（除名）

第11条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の特別決議により、これを除名することができる。

(1) 本会の名誉を著しく毀損し、又は信

用を失わせるような行為があったとき。

(2) この定款又は社員総会の議決に違反する行為があったとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、当該正会員に対しあらかじめその理由を通知して、社員総会において、弁明の機会を与えなければならぬ。ただし、当該正会員の所在が不明のため通知することができないときは、この限りではない。

3 前2項の規定は、賛助会員の除名について準用する。この場合において第1項中「正会員」とあるのは「賛助会員」と、「社員総会」とあるのは「理事会」と、第2項中「正会員」とあるのは「賛助会員」と、「社員総会」とあるのは「理事会」とそれぞれ読み替えるものとする。

(会員の資格の喪失)

第12条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が1年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡もしくは失踪宣告を受け、または解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が、前3条の規定によりその資格を喪失した時は、本会に対する会員としての権利を失い、義務を逃れる。正会員については、一般社団及び一般財団法人に関する法律上の社員と

しての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第14条 本会の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は次の事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額及びその基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれ

かに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から社員総会の目的たる事項及び招集の理由を示して文書をもって会長に対して請求があったとき。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 会長は、前条第2項第2号の規定により請求があったときは、当該請求のあった日から起算して1箇月以内に、社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、社員総会を構成する者に対し、社員総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の14日前までに、文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、その社員総会に出席した正会員の中から選出する。

(定数)

第20条 社員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席しなければ、開会することができない。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、

出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の4分の3以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(書面表決等)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員に議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第23条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から社員総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員)
第25条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上30名以内
(2) 監事 3名以内

2 理事のうちから、代表理事1名を定め、代表理事をもって会長とする。

3 理事のうちから、副会長、専務理事及び常務理事を下記のように定める。

(1) 副会長 9名以内
(2) 専務理事 1名
(3) 常務理事 2名以内

(役員の選任)
第26条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別に関係にある者(以下「特別利害関係者」という。)の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

4 監事は、理事の特別利害関係者がなることができない。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第27条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、理事会招集等の事務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の職務を執行し、会長及び副会長に事故があるとき又はこれらの者が欠けたときは、理事会招集等の事務を代行する。

5 常務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の職務を執行する。

6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、6か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
(2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書を監査すること。
(3) 社員総会及び理事会に出席し、必要ありと認めるときは意見を述べること。
(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為を

の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査を社員総会に報告すること。

(7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会において定め

する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、辞任し、又はその任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでの間は、従前の権利義務を有する。

(解任)

第30条 理事又は監事は、社員総会の特別決議によって解任することができる。

(名誉会長等)

第31条 本会に、名誉会長、相談役及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長は会長経験者の中から、相談役は本会に功労のあった役員の中から顧問は学識経験者の中から、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 名誉会長及び相談役の任期は、2年とする。

4 名誉会長及び相談役は、会長の諮問に答えるものとする。

5 顧問は、会長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(報酬等)

第32条 役員、名誉会長、相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に

定める支給基準に従って算定した報酬を支給することができる。

2 役員、名誉会長、相談役及び顧問には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

3 第1項の報酬の支給及び前項の費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第5章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもつて構成する。

(権限)

第34条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解任

(5) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行に関する重要な事項

(開催)
第35条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 監事から理事会の目的たる事項を示して文書をもって会長に対して請求があったとき。

(3) 理事から理事会の目的たる事項を示して文書をもって会長に対して請求があったとき。

して文書をもって会長に対して請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 会長は、前条第2号若しくは第3号の規定により請求があったときは、当該請求のあった日から起算して14日以内に、理事会を開催しなければならない。

3 理事会を招集するときは、各理事及び各監事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の5日前までに、文書をもって通知しなければならない。ただし、第1項に規定する同意があった場合は、この限りでない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、本定款に特別の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第27条第6項の報告は、これを省略することができない。

(議事録)
第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、記名押印しなければならない。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第42条 会長は、本会の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは理事会の議決を経て、会長の諮問機関として専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第7章 事務局

(事務局)

第43条 本会に、事務局を置く。

2 事務局に、本会の事務を処理するため、所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

4 前3項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第8章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第44条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第45条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第46条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経たのち、必要な事項について理事会が別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第47条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 資産から生ずる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の種類)

第48条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 社員総会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第49条 本会の資産は、社員総会で定めるところにより、会長が管理する。ただし、基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第50条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、社員総会において正会員の3分の2以上の同意を得て、その一部を処分し、又は全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第51条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第52条 本会の事業年度は、毎年4月1

日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第53条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ

収入を得又は支出することができ

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第54条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書

2 前項の書類のうち、事業報告については、会長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 第1項の書類のうち、貸借対照表及び正味財産増減計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(長期借入金等)

第55条 資金の借入れ(その事業年度内の収入をもって償還するものを除く)

をしようとするとき、又は新たな義務の負担若しくは権利の放棄のうち重要なもの(収支予算で定めるものを除く。)をしようとするときは、社員総会において正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第10章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第56条 この定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第57条 本会は、次の事由によって解散する。

(1) 社員総会の特別決議

(2) 社員が欠けたこと

(3) 合併(合併により本会が消滅する場合に限る。)

(4) 破産手続開始の決定

(5) その他法令で定める事由

(剰余金の非分配)

第58条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第59条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の特別決議による承認をうけて、本会と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人(租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る)に贈与するものとする。

第11章 細則

(細則)

第60条 この定款に定めるもののほか、本会の業務を執行するため必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(法令の準拠)

第61条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般法人の設立の登記日から施行する。

2 この法人の最初の会長は深谷友尋とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第52条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

日遊協 仙台共生の森

ていねいに840本 深谷会長以下62人が植林

◀(上)無事に育つように心を込めて植える
(下)植林前に参加者で記念撮影



東日本大震災の津波で被災した海岸防災林を再生させる一環として、日遊協は5月17日、仙台市若林区荒浜地区で「日遊協 仙台共生の森」としてクロマツ770本、ヤマザクラ70本を植林した。深谷会長以下理事6人、社会貢献・環境対策委員会メンバー13人、東北支部ボランティア隊14人、東京都・関東支部同15人、九州支部同3人、本部事務局等6人、植林指導の埼玉県森林サポーター5人の計62人が参加した。



会貢献・地球環境整備活動として同プロジェクトに応じ、去る2月に仙台森林管理所と協定を締結した。日遊協に割り当てられた区画は0・16ヘクタール。近くに別の団体による植林済みの区画も見られた。

海岸防災林の被災は青森県から千葉県にかけて約140kmとされている。林野庁は「みどりのきずな」再生プロジェクトとして植林を計画、NPOや団体・企業に活動参加を呼びかけた。日遊協は2008年から埼玉県嵐山町で進めている里山造成10年計画「共生の森」が植林を終えて整備期間に入ったことから、新たな社会



ヤマザクラの記念植樹をする(右から)大塚理事、深谷会長、谷口東北支部長、平岡社会貢献・環境対策委員会委員、松谷北海道支部長

前日の16日は下準備作業で、社会貢献・環境対策委員会メンバー、東北、東京都・関東両支部ボランティア隊、埼玉県森林サポーターら計32人が植穴掘り、苗木や堆肥の準備、標柱の設置等をほぼ半日かけて行った。

被災者に思いを馳せ

17日は深谷会長以下全員が午前10時前に大型バスなどに分乗して現地集合し、開会式が行われた。深谷会長は「大震災直後から昨年暮れまで、日遊協は被災地にボランティア隊を派遣した。やっと今日植林できることになって感無量だ。被災者に思いを馳せ、やがて緑の森になるように心を込めて1本1本植えよう」と挨拶した。

がっちり踏み固めて

標柱と横断幕の前で記念撮影の

後、作業開始。参加者はクロマツ担当4班、ヤマザクラ担当1班に分かれ、約2m間隔で規則的に掘られた深さ30cmの穴に苗を置き、肥料を混ぜた土をかけて踏み固め、風で倒れないように竹の支柱にも固定した。森林サポーターが「力を込めてがっちり踏み固めてください。ゆるいと風に倒されるよ」とコーチしてまわった。最後に苗の周りに肥料をやり、その上に雑草を防ぐためのチップを敷いた。好天に恵まれた上、人海戦術のおかげもあって、昼ごろにはクロマツ、ヤマザクラ計840本をすべて植え終えた。参加者たちは整然と植えられた植栽地をながめながら用意された弁当を食べ、解散した。

付近は、元は住宅地だったが津波で壊滅した。残った建物はごく少数で、コンクリート土台の残骸が随所に広がり、3・11の惨状を改めて思い起こさせた。

深谷会長以外の理事の参加者は次の通り。(敬称略)

大饗裕記、白石良二(日遊協ボランティア派遣隊総隊長)、谷口久徳(東北支部長)、知念安光(社会貢献・環境対策委員会担当)、松谷明良(北海道支部長)